

I 令和2年度公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー事業計画書

令和2年4月 1日から
令和3年3月31日まで

1 事業運営方針

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローは、観光客及びコンベンションの誘致、サポート高松のにぎわい創出を中心に活動を行い、高松市及び香川県の経済活性化はもとより、国際会議観光都市・高松のイメージアップ、国際的知名度及び情報発信機能の向上に取り組んでいる。

コンベンション部門では、高松市を含め80の都市で推進組織を設けている中、首都圏を中心に誘致活動を展開している。中でも地方都市コンベンション関連団体の5地区が連携して実施している共同誘致事業は、情報発信や情報収集など効率が良く、組織力を発揮している。また、単独での取組では、サポートホール高松の大規模改修や新香川県立体育館の建設が今後予定されている中、継続的に国際会議、全国大会、学会等の主催者に対する誘致事業を強化し、香川県MICE誘致推進協議会と連携を図りながら、コンベンションを中心としたMICEの推進に取り組む。

観光部門では、昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症等を起因とした外国人観光客の減少など、厳しい状況下にあるものの、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、世界最大規模の旅行予約サイト「Booking.com(ブッキングドットコム)」が発表した2020年に訪れるべき目的地TOP10に、日本で唯一「高松」が選ばれるなど、観光産業にとって観光客増加の絶好の機会であることから、県市や賛助会員と緊密に連携し団体旅行の誘致、国内外からの来訪者に対する受入環境の整備を図り、これまで以上に他地域との差別化を図ることで、観光客の誘客に取り組む。また、都市交流事業等各種観光振興事業を引き続き推進するとともに、サポート高松を拠点としたにぎわい創出事業に、県市や関係者と連携して取り組んでいく。

このような方針のもと、引き続き、21世紀の基幹産業とも言われる観光・コンベンション事業を積極的に推進するため、次の事業を実施する。

(1) 国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する事業

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律に基づき、高松市は、国際会議観光都市に認定されていることから、本法律の目的を達するための国際会議等の推進を始め、全国大会等の誘致、支援等を通じ、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与するコンベンションを推進する事業を実施する。

(2) コンベンション開催支援補助金交付事業

国際会議、全国大会等の誘致及び誘致支援を促進するため、開催支援補助金を交付する事業を実施する。

(3) 観光客等の誘致及び受入れなど観光を振興する事業

観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等地域経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて市民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国内外の相互理解を増進するものであることから、高松市及び香川県の有する文化的、社会的、経済的特性を生かし、観光客の誘致や受

入れを通じ、地域経済の活性化や国際相互理解の増進など、観光の振興に寄与する事業を実施する。

(4) 新たな観光資源開発のための旅行業法に基づく旅行業

高松市及び隣接自治体（岡山県玉野市を除く。以下、「高松市等」と言う。）の新たな観光資源を掘り起こし、高松市等の新たな魅力の創造を図るため、これらを活用した企画開発、並びに利用者による情報発信を促す。

(5) サポート高松のにぎわいを創出する事業

サポート高松に、人、物、情報等を集めることによりにぎわいを創出し、国際交流及び情報化の推進、産業の振興並びに都市機能の活性化を図る事業を実施する。

(6) 高松市及び香川県への旅行者の利便の増進並びに観光資源開発のための観光案内所の運営・管理の受託

高松市に來訪する旅行者に対し、観光案内その他旅行に関する情報提供等を行い、旅行者の利便の増進に資することを目的として設置された同施設について、旅行者が快適に高松市及び香川県の滞在を行えるよう情報提供を行うことは、当財団の公益目的事業の一環であるとともに、これに積極的に務めることで、高松市及び香川県のイメージアップにつながることに、国籍や目的地の調査など新たな観光資源の開発に役立つことから、(公社)香川県観光協会よりこれを受託し、管理運営する事業を実施する。

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 具体的な事業計画内容

(1) 国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する事業

ア コンベンション誘致事業

全国53か所の国際会議観光都市が認定され、世界はもとより、日本国内においても、国際会議等の誘致における都市間競争が激化している。このような状況の下、地域経済の発展のため積極的に誘致活動を展開する。

(ア) コンベンション主催団体等に対する誘致訪問

a 首都圏等主催事務局

(a) 開催情報収集及び開催支援情報発信のための訪問

訪問先：学術会議・大会本部・主要大学・旅行会社・企業等の主催事務局

訪問地：首都圏・中部・関西地区

(b) 有力主催者等へのトップセールス

開催決定が有力視される主催者への県・市・当財団理事クラスの訪問

b 四国及び岡山県内の大学

(a) 開催情報収集及び開催支援情報発信のための訪問

四国や岡山県内の大学の主催者に、高松市で開催を検討いただけるよう情報を発信し、開催件数の増加を図る。

訪問地：徳島・高知・愛媛・岡山の各大学

(イ) 地元主催者等に対する誘致訪問

訪問先：県内大学・学術会議・大会・組織団体・協会等の支部事務局

(ウ) 共同誘致事業

a 地方都市コンベンション関連団体ワークショップ及び合同誘致事業

(新潟・松本・びわこ・和歌山・高松)

- b I M E（国際M I C Eエキスポ）への出展
- c V J T M－M I C Eマートへの出展
- d 5都市情報交換会（盛岡・金沢・静岡・高松・熊本）
- e 中国四国コンベンション誘致推進協議会
中国四国地区コンベンション団体誘致懇談会への出展
- f 四国地区観光コンベンション推進団体情報交換会
- g J N T O 台湾 インセンティブセミナー
- h J N T O シンガポール M I C Eセミナー
- i 香川県M I C E誘致推進協議会との連携

イ コンベンション誘致支援事業

高松市及び香川県でコンベンションの開催の意向がある団体等に対し、誘致手法に関する相談や、開催計画の提案や視察の受入れ、国際会議・企業コンベンション誘致支援事業等を行うことで、高松市及び香川県での開催を促す。

- (ア) 主催者等招請事業及び視察受入れ
- (イ) 開催企画書のテンプレート提供
- (ウ) 国際会議・企業コンベンション誘致支援事業

ウ コンベンション開催支援事業

高松市及び香川県で開催予定のコンベンション主催者に対し、コンベンション・コンシェルジュとして、各施設の会場手配、開催までのノウハウの提供、コンベンション運営スタッフの紹介（無料職業紹介事業）等を行い、主催者の開催を補助するとともに、参加者に対して、各種観光パンフレットなどの情報提供並びに利便性の向上を図る。

- (ア) コンベンション・コンシェルジュとして主催者支援
 - a 会場予約・施設利用調整等
 - b 行政など関係機関との調整（後援、メッセージ等）
 - c ユニークベニュー、アフターコンベンション等の提案
- (イ) コンベンション運営スタッフ紹介事業（無料職業紹介事業）
- (ウ) 観光パンフレットの提供等各種参加者支援
- (エ) 大型コンベンション開催に伴う各施設との連携強化

エ 広報宣伝事業

インターネットを活用した情報発信や専門誌等に対する広告を行うことで、高松市及び香川県のコンベンション施設や支援制度を紹介し、コンベンションの開催を促す。

- (ア) 団体、賛助会員に対する啓発・周知
- (イ) 専門誌等への広告
- (ウ) ホームページによる情報発信

オ コンベンション情報収集提供事業

誘致事業等により得られたデータを整理し、コンベンション開催予定表を作成し、広く一般に周知する。また、自らが、主催者及び参加者にアンケート調査を行い、コンベンションがもたらす経済波及効果を試算及び公表をする。加えて、これまで蓄積した主催者情報並びに大会情報データベースを活用し、コンベンション誘致活動をより一層効率的に実施できるよう努める。

- (ア) 開催情報のデータ整備
- (イ) 統計書作成・経済波及効果・アンケート調査の実施

- (ウ) コンベンションカレンダーの作成と提供
- (エ) 日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー（JCCB）ビューロー部会への参加
- (オ) 主催者情報・大会情報データベースの整備

(2) コンベンション開催支援補助金交付事業

ア 国際会議等

国際会議等とは、学術、文化、技術等の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術、文化、技術等の研究の発表又は討論のための国際的な会議、スポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

(ア) 補助要件

補助対象は、次に掲げる項目のすべてを満たすものとする。

- ・対象地域 高松市又は近隣町（三木町、直島町及び綾川町の3町をいう。以下、この号において同じ。）で開催されるもの
- ・県外参加者の延べ宿泊数（高松市又は近隣町に宿泊）が50泊以上あるもの
- ・全参加者のうち外国人参加者（海外から参加する外国人）の占める割合が20%以上のもの
- ・プログラム、抄録集等に当財団の補助事業であることを明記するもの
- ・主催者アンケート（1枚）、参加者アンケート（10枚）を提出するもの

(イ) 補助金額

補助金額は、次に掲げる項目の合算額とする。なお、補助金額は理事長が認める事業費の25%以内の額とする。

a 宿泊助成額

- ・県外参加者の延べ宿泊数×2,000円
- ・延べ宿泊数は、高松市又は近隣町にある賛助会員宿泊施設の宿泊数とする。
- ・開催期間中及び前後泊を対象とする。
- ・最高限度額 500万円

b エクスカーション助成金

- ・大会等の主催者が計画し、実施する視察旅行で、高松市内の観光施設等を2か所以上訪問するもの
- ・賃借した台（隻）数に3万円を乗じた額又は賃借料の2分の1の額のどちらか低い方
- ・1千円未満切捨て
- ・最高限度額 30万円

イ 国内大会・国内学会等

国内大会等とは、会議、集会、セミナー等をいう。また、国内学会とは学者により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表又は討論のための会議、集会、セミナー又はこれに準ずるものをいう。

(ア) 補助要件

補助対象は、次に掲げる項目のすべてを満たすものとする。

- ・対象地域 高松市又は近隣町で開催されるもの
- ・県外参加者の延べ宿泊数（高松市又は近隣町に宿泊）が100泊以上あるもの

- ・香川県を含む3県以上から参加があるもの
- ・プログラム、抄録集等に当財団の補助事業であることを明記するもの
- ・主催者アンケート（1枚）、参加者アンケート（10枚）を提出するもの

(イ) 補助金額

補助金額は、次に掲げる項目の合算額とする。なお、補助金額は理事長が認める事業費の25%以内の額とする。

a 運営費助成額

- ・20万円。ただし、賛助会員の開催関係事業者のうち、3業種以上を利用したものに限る。

b 宿泊助成額

- ・県外参加者の延べ宿泊数×500円
- ・延べ宿泊数は、高松市又は近隣町にある賛助会員宿泊施設の宿泊数とする。
- ・開催期間中及び前後泊を対象とする。
- ・1千円未満切捨て
- ・全国規模 香川県を含む30都道府県以上からの参加若しくは県外参加者の延べ宿泊数が1,000泊以上あるもの
- ・その他規模 香川県を含む3県以上から参加があるもの
- ・最高限度額 全国規模180万円、その他規模80万円

c エクスカージョン助成金

- ・ア(イ)bに同じ

ウ スポーツ大会

スポーツ大会とは、その大会が行う競技の振興及び発展を目的とする競技団体又はその下部組織が主催、共催、後援等を行う大会をいう。

(ア) 補助要件

補助対象は、次に掲げる項目のすべてを満たすものとする。

- ・イ(ア)に同じ。ただし、対象地域は除く。
- ・対象地域 香川県内で開催されるもの

(イ) 補助金額

補助金額は、次に掲げる項目の合算額とする。なお、補助金額は理事長が認める事業費の25%以内の額とする。

a 運営費助成額

- ・イ(イ)aに同じ

b 宿泊助成額

- ・イ(イ)bに同じ。ただし、最高限度額は除く。
- ・最高限度額 全国規模80万円、その他規模30万円

c エクスカージョン助成金

- ・ア(イ)bに同じ

エ 合宿等

合宿等とは、各種競技団体、学校などが技術向上や交流等を目的に開催するスポーツや文化活動等営利を目的としないものをいう。

(ア) 補助要件

補助対象は、次に掲げる項目のすべてを満たすものとする。

- ・対象地域 香川県内で開催されるもの
- ・県外参加者の延べ宿泊数（高松市又は近隣町に宿泊）が100泊以上あるもの
- ・主催者アンケート（1枚）、参加者アンケート（10枚）を提出するもの

(イ) 補助金額

補助金額は、次に掲げる額とする。

a 宿泊助成額

- ・県外参加者の延べ宿泊数×300円
- ・延べ宿泊数は、高松市又は近隣町にある賛助会員宿泊施設の宿泊数とする。
- ・開催期間中及び前後泊を対象とする。
- ・1千円未満切捨て
- ・最高限度額 50万円

オ ア～エの補助要件等に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

- ・国若しくは地方公共団体が主催又は共催（名義共催は除く。）するもの
- ・高松市から補助金が交付されるもの
- ・宗教及び政治的活動を目的とするもの
- ・不特定多数の参加者から入場料を徴収するもの
- ・その他、理事長が不相当と認めるもの

(3) 観光客等の誘致及び受入れなど観光を振興する事業

ア 観光客等誘致及び受入事業

県外及び国外に対し、高松市の観光資源等のPRを行うとともに、県外に対しては、各種観光キャンペーンへの参画、姉妹都市・交流都市との都市交流事業等の実施、国内観光旅行や教育旅行の誘致活動を実施する。また、国外に対しては、香川県、高松市と連携し、訪日外国人旅行者の誘客に取り組むとともに、観光庁が展開する訪日旅行促進事業であるビジット・ジャパン事業の地方連携事業に参画し、東四国アジア広域周遊戦略事業をはじめ、他団体とともに、海外からの誘客に取り組む。加えて、これら活動の効果を高めるため、国内外の旅行会社に対し、送客実績に応じた団体旅行助成金を交付する。

(ア) 国内観光客誘致事業

- a ツーリズムEXPOジャパン観光キャンペーン事業
- b 都市交流事業（彦根市（姉妹城都市）・水戸市（親善都市）等）
- c 四国観光商談会（東京・大阪）

(イ) 訪日外国人旅行者誘致事業

- a 教育旅行取扱旅行社招請事業（東四国アジア広域周遊戦略事業）
- b 香港MICE取扱旅行社招請事業（東四国アジア広域周遊戦略事業）
- c VJ海上航路を利用した瀬戸内広域プロモーション事業（VJ地方連携事業）
- d 訪日視察・取材受入れ事業
- e 連携団体協同フォローアップ誘致訪問事業（地方連携事業）
- f 訪日外国人旅行者誘致推進事業

(ウ) 団体旅行誘致事業助成金

高松市内及び三木町内の宿泊施設に1泊以上の宿泊を伴う旅行の募集型・受注型団体旅行商品（以下「団体旅行」という。）に対し、観光客の誘致拡大を目的に助成要件

を満たす団体旅行に助成金を交付する。

イ 観光イベント等振興事業

各種観光パンフレットの作成及び配布、さぬき高松まつり等地元観光イベントに参画し、観光客の受入れ体制の充実を図るとともに、電動アシスト自転車の主要観光地への整備、手荷物の一時預かり等を行い、観光客の利便性の向上を図る。また、瀬戸内海を観光資源として捉え、魅力ある瀬戸内海クルーズを実施する民間事業者を支援することにより、瀬戸内海に面した優位性を生かした観光振興を図る。

(ア) 観光パンフレット等作成

(イ) さぬき高松まつり

(ウ) 屋島山上初日来迎式

(エ) 観光レンタサイクル（電動）事業（仏生山、塩江、八栗）

(オ) 手ぶら観光推進事業

(カ) 飲食店、小売店等の多言語対応・先進的決済環境整備事業

鬼無観光協会と連携し、キャッシュレス機器及び他言語翻訳機器を導入する。

(キ) 瀬戸内海サンセットクルーズ事業の支援

ウ 広報宣伝事業

高松市出身又は一定期間居住及び活動した者で、観光振興に寄与することが期待される者を高松市観光大使として委嘱し、高松市の魅力をPRする事業のサポート、各種観光行事及び公的諸行事において観光宣伝を行う高松ゆめ大使及び高松特別ゆめ大使事業、観光名刺の販売事業等各種事業を通じて、高松市の知名度アップやイメージアップを図る。

(ア) 高松市観光大使事業

(イ) 高松ゆめ大使・高松特別ゆめ大使事業

(ウ) 観光名刺販売事業

エ 調査企画事業

高松市の観光振興を図るため、高松市単独ではなく、近隣市町との連携が必要不可欠であることから、近隣市町の関係機関と連携した協議会に参画し、共同事業等の実施に向けた検討を行う。

(ア) 東備讃瀬戸観光懇談会（玉野市、高松市、土庄町、直島町）

(イ) 四国地区観光コンベンション推進団体情報交換会

(4) 新たな観光資源開発のための旅行業法に基づく旅行業

ア 着地型（募集型企画）旅行商品の造成・販売

地域経済の活性化に寄与するため、第3種旅行業の資格を活用し、着地型旅行（ぶち旅プラン）の企画及び実施を行う。また、モデルコースの充実を図り個人客の誘客や他県からの団体旅行造成の促進に努める。

(5) サポート高松のにぎわいを創出する事業

ア サポートにぎわい創出事業

サポート高松において、イベントを実施したい団体・企業等に対し、イベント等に関する相談や実施に向けた協力、トラブルになりやすい警備や交通関係のアドバイスを行うとともに、イベントを公募するなど、イベント件数や来場者の増加に寄与することで、サン

ポート高松のにぎわいを創出する。

(ア) サンポート高松イベント大募集！

(イ) 団体等主催のイベント募集及び共催等開催支援事業

イ 広報宣伝事業

ホームページ等によりサンポート高松のイメージアップや知名度向上を行う。

(ア) ホームページ等を活用した情報提供事業

(イ) サンポート高松を中心とした広告宣伝事業

ウ 調査企画事業

イベント等参加者に対する来場者アンケートの実施等サンポート高松のにぎわい創出に必要な問題点の検討等を行う。

(6) 観光案内所（香川・高松ツーリストインフォメーション）の運営・管理の受託

（公社）香川県観光協会より本案内所の運營業務を受託し、高松市及び香川県内を主とした観光案内を行うほか、宿泊案内、周辺地域及び全国の観光案内、交通機関等の各種案内に関する情報を提供することにより、本県を訪れる観光客等の利便性の向上を図り、さらなる満足度を高めるとともに、観光客のニーズを的確に把握し、観光資源開発に活用する。

また、観光圏整備法第10条に基づく認定観光圏案内所への登録や、JNTO認定外国人観光案内所 カテゴリー3（常時英語による対応が可能。その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制がある。全国レベルの観光案内を提供。原則年中無休。Wi-Fiあり。ゲートウェイや外国人来訪者の多い立地。）に登録されたことから、日本語のほか、3か国語に対応できるよう従事者を配置し、近年増加している訪日外国人旅行者への対応を行う。

・場所 JR高松駅内

・運営日 毎日（年中無休）

・開所時間 9：00～20：00

・対応言語 日本語・英語・中国語・韓国語

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ア 各種会議の開催

(ア) 評議員会

(イ) 理事会

(ウ) その他、評議員・役員に関すること

イ 賛助会員

(ア) 賛助会員総会の開催

(イ) 賛助会員賀詞交歓会の開催

(ウ) 賛助会員名簿等の整備

(エ) 賛助会員加入促進

(オ) その他賛助会員に関すること

ウ その他財団の必要なこと

(ア) 経理業務

(イ) 処務業務

(ウ) 事務所維持管理

(エ) インターネットを活用した広報及び情報提供

(オ) 職員研修の実施

(カ) 機関紙の発行

(キ) その他